

**個室型店舗等における  
消防訓練マニュアル等の作成に係る調査検討会  
報告書**

平成21年6月  
個室型店舗等における消防訓練マニュアル等の作成に係る検討会



# 目 次

## **第1編 検討の概要**

1.1 趣旨	P 1
1.2 検討体制	P 1
1.3 検討会の開催状況	P 2
1.4 検討の進め方	P 2

## **第2編 個室型店舗等の実態等**

2.1 個室型店舗等	P 3
2.1.1 カラオケボックス	P 3
2.1.2 インターネットカフェ	P 4
2.1.3 個室ビデオ	P 4
2.2 消防関係法令による規制の状況	P 5

## **第3編 個室型店舗等における問題点の抽出と検討**

3.1 共通の問題点の抽出	P 7
3.1.1 事業所に起因する問題点	P 7
3.1.2 利用者に起因する問題点	P 7
3.2 検討の方法	P 7
3.3 各要素の検討	P 8
3.3.1 検討の前提条件	P 8
3.3.2 出火場所の確認	P 8
3.3.3 現場の確認	P 9
3.3.4 消防機関への通報	P 9
3.3.5 情報伝達及び避難誘導等	P 10
3.3.6 区画の形成	P 12
3.3.7 初期消火	P 13
3.3.8 消防隊への情報提供	P 13
3.3.9 目標時間	P 13

## **第4編 まとめ**

4 . 1  検討のまとめ .....	P 14
---------------------	------

<b>別添え  消防訓練マニュアル</b> .....	P 15
-----------------------------	------

---

### **参 考 資 料**

---

参考資料 1 .....	P 23
--------------	------

参考資料 2 .....	P 25
--------------	------

## 第1編 検討の概要

### 1.1 趣旨

近年、個室型店舗等において、多数の人的被害を伴う火災が発生している。これらの防火対象物では、店内を間仕切り等で区切ることにより個々の利用客が火災に気付きにくい等の問題点があり、実態に合った消防訓練の実施の必要性が指摘されている。

そのため、個室型店舗等における消防訓練マニュアルに必要となる資料等の収集及び調査並びに分析を行い、個室型店舗等に適した消防訓練のあり方に係る検討を行うものである。

### 1.2 検討体制

次により構成される「個室型店舗等における消防訓練マニュアル等の作成に係る調査検討会」を開催し、調査・検討を行った。(敬称略)

役 職	委 員 名	所 属
座 長	関沢 愛	東京大学特任教授
委 員	後藤 清	財団法人 日本消防設備安全センター特別参与
委 員	大賀 覺	違反是正支援センター次長
委 員	大樹 剛	日本カラオケスタジオ協会副会長
委 員	加藤 博彦	日本複合カフェ協会会長

#### オブザーバー

##### 消防庁予防課

違反処理対策官	三浦 宏
企画調整係長	村井 広樹
総務事務官	永瀬 大

##### 事務局

##### (財)日本消防設備安全センター

企画研究部	部長	浅見 繁
	副部長	山本 康晴
	調査役	渡邊 敬介

### 1.3 検討会の開催状況

本検討会の開催状況は、次のとおりである。

開催数	日時	場所
第1回	平成21年5月28日(木) 15時00分から17時00分	T K P 虎の門ビジネス センター 2 B 会議室
第2回	平成21年6月15日(月) 10時00分から12時30分	虎の門電気ビル3階 第1会議室
個室型店舗等 現地視察	平成21年6月4日(木) 13時00分から14時00分	(複合カフェ)
	平成21年6月8日(月) 16時00分から17時00分	(カラオケボックス)

### 1.4 検討の進め方

消防訓練に係る過去の文献等の調査を行うとともに、個室型店舗等の実態を踏まえて問題点を抽出する。

また、従来の消防訓練を基に個室型店舗等の問題点に対する効果的な対応策の検討を行うとともに実際に消防訓練を実施する際の目標を示し合理的かつ実効的な消防訓練マニュアル等の作成を行う。

## 第2編 個室型店舗等の実態等

### 2.1 個室型店舗等

本調査検討において着目する火災危険性をもつ防火対象物の特徴として次のものを挙げた。

- ・ 内部構造により個々の利用客が独立に近い状態で在室する形態となっていること

また、昨年10月に大阪市浪速区で火災が発生した個室ビデオ店の業態から予想される特徴として次のものをあげた。

- ・ 火災の発生に気付きにくい状況であること
- ・ 通路が狭く複雑で避難に支障を生じやすい状況であること

これらの特性に当てはまる可能性のある防火対象物のうち代表的なものとして次の防火対象物について検討を行った。

- ・ カラオケボックス
- ・ インターネットカフェ
- ・ 個室ビデオ(個室内で接客等があるものを除く)

#### 2.1.1 カラオケボックス

独立性の高い空間でカラオケ機器を中心にしてテーブルとソファなどが配置されたシンプルな個室を多数用意して営業している。現地視察を行った結果(参考資料1)及び一般的に次のような特徴がある。

- ・ 24時間営業又は早朝まで営業していることが多い。
- ・ 店員は少数の社員とアルバイトで構成されており短期間でアルバイトの入れ替わりが行われる。(学生アルバイトでは1年～2年程度、フリーターでも最長5年程度)
- ・ 時間帯によっては、同時に勤務する店員は少人数の場合がある。
- ・ 個室では照明を暗くする為の調整設備がついていることが多い。
- ・ 人数及び時間単位の課金制のため入退店の管理が端末等で行われている。

- ・火気を使用し調理を行うことが多い。
- ・個室で喫煙が行われることが多い。
- ・個室で大音響で歌うことから、防音性が高くされている。
- ・飲酒後の利用客が多く、店内でもアルコールの提供がある。

### 2.1.2 インターネットカフェ

漫画喫茶の付属設備のひとつとしてインターネットが利用できるパソコンの導入が進められた業態であり、インターネットの使用、テレビ・漫画・雑誌の閲覧等ができ、ドリンクが飲み放題となっている。また漫画やインターネットに限らず新たなサービスを複合させて提供する傾向がある。

店内の形態としては、一人用のブース（店によっては個室もある）からオープンスペースにパソコンが並んでいるものまで各種ある。現地視察を行った結果（参考資料2）及び一般的には次のような特徴がある。

- ・24時間営業又は早朝まで営業していることが多い。
- ・店員は少数の社員とアルバイトで構成されており短期間でアルバイトの入れ替わりが行われる。（学生アルバイトでは1年～2年程度、フリーターでも最長5年程度）
- ・時間帯によっては、同時に勤務する店員は少人数の場合がある。
- ・人数及び時間単位の課金のため入退店の管理が端末等で行われている
- ・ブース（店によっては個室もある）では就寝が行われることがある
- ・火気を使用し調理を行う店舗もある
- ・ブース（店によっては個室もある）で喫煙が行われることがある。

### 2.1.3 個室ビデオ

料金は時間制で好きなビデオを数本選び指定の個室に持ちこんで鑑賞する。一人が入れる程度の部屋にビデオの再生機とテレビと椅子等があり、椅子に座り備え付けのヘッドホンを付けて鑑賞することが多い。個室の中はプライバシーを守るため通路からは見えない構造となっていることが多い。

個室型店舗等の中でも業界団体が組織されておらず、実態が捉えにくい。



## 2.2 消防関係法令による規制の状況

個室型店舗等においては、平成20年10月1日施行の改正政令を踏まえ、自動火災報知設備の早期設置が進められている。

さらに改正政令の施行日にも個室型店舗等で発生した火災を踏まえ、更なる対応については「予防行政のあり方に関する検討会」で検討されており、「予防行政のあり方について（中間報告）～大阪市浪速区個室ビデオ店火災を踏まえた防火安全対策～」では、火災の早期覚知・伝達手段の確保として 感知器の種別について個室においても煙感知器を設置 個室でのヘッドホン使用に伴い、火災警報の聞取りに支障を生じないよう措置（ヘッドホンの音響停止、警報用のベル等の増設等） 受信機は再鳴動機能付きのものを設置すること、さらに通路での煙等による避難障害への対策の確保として 誘導灯又は蓄光式誘導標識を床又はその近辺に設置 個室の扉が自動的に閉鎖するよう措置すること等が提言されている。

また「小規模施設に対応した防火対策に関する検討会報告書（中間報告）」では、平成20年中に消防庁が実施した調査で消防訓練の未実施等の違反が多数あることから違反是正を引き続き推進していくことが必要とされている。

個室型店舗等は、消防法施行規則第5条第2項第1号に該当し消防法施行令別表第1の(2)項二として、消防用設備等の設置が必要となる。(平成21年6月30日現在)

### 個室型店舗等に設置が義務づけられる消防用設備等 (主なもののみ抜粋)

消火器具	全て	各設備が義務づけられる延べ床面積
自動火災報知設備	全て	
消防機関へ 通報する火災報知設備	500㎡以上	
スプリンクラー設備	地階を除く階数が11以上 6000㎡以上	
誘導灯	全て	

屋内消火栓設備	700㎡以上	
防火管理	30人以上	防火管理者の選任が必要となる収容人員
防災規制	有り	

## **第3編 個室型店舗等における問題点の抽出と検討**

### **3.1 共通の問題点の抽出**

現地視察、聞き取り調査及び文献調査等から個室型店舗等に共通する問題点として次のものが抽出された。

#### **3.1.1 事業所に起因する問題点**

- ・防音構造の個室、利用客ごとに設けられた間仕切り等の内部構造、個室内で大音響を出す又はヘッドホンの使用により、個々の利用客が火災に気付きにくい。
- ・従業員が少人数であり、かつ主にアルバイトにより行われているために緊急時の対応に不安がある。
- ・個室等が狭い空間に密集した施設形態となっており、煙が滞留しやすい。
- ・通路が入り組み、避難の経路がわかりにくい。
- ・通路が狭く少量の物品存置や外開きのドアの開放により避難障害が発生しやすい。
- ・自動火災報知設備の受信機等が他のテナントに設置され速やかに出火場所を確認できない場合がある。

#### **3.1.2 利用者に起因する問題点**

- ・宿泊又は一時的な睡眠を目的とする場合があり、火災の発生に気付かない利用客がいる。
- ・アルコール飲料の提供により火災発生時の対応が遅れる利用客がいる。

### **3.2 検討の方法**

過去に実施されてきた防火管理指導マニュアル等（ 1 ～ 4 ）の文献調査によると消防訓練を構成する要素として、出火場所の確認、現場の確認、消防機関への通報、情報伝達及び避難誘導等、初期消火、区画の形成、消防隊への情報提供がある。

本検討では、共通の問題点を踏まえて、これらの各要素について個室型店舗等の実態から検討を加えることで消防訓練の方法を検討する。また大阪市浪速区個室ビデオ店火災を教訓にして消防訓練を実行するために目標とするべき水準を定めるとともに、目標を達成するための対応策の検討を行う。

- 1 旅館ホテル等における夜間の防火管理体制指導マニュアルについて(昭和62年8月1日 消防予第131号)
- 2 社会福祉施設及び病院における夜間の防火管理体制指導マニュアルについて(平成元年3月31日 消防予第36号)
- 3 物品販売店舗等における防火管理体制指導マニュアルについて(平成2年6月4日 消防予第63号)
- 4 高層複合用途防火対象物における防火管理体制指導マニュアルについて(平成3年5月14日 消防予第98号)

### **3.3 各要素の検討**

#### **3.3.1 検討の前提条件**

個室型店舗等で消防訓練を行うにあたり、その特性から訓練実施の前提となる事項は次のとおりとする。

- ・全ての従業員を火災初期に対応する者として位置づける。
- ・通報、避難誘導、初期消火の各対応は一律に重要であるものの、個室型店舗等の特性を勘案して、通報及び避難誘導を初期消火に先行して行う。
- ・火災の状況により初期消火を先行した方が有利な場合もある。

#### **3.3.2 出火場所の確認**

火災が発生し自動火災報知設備が作動した場合の通常に対応として、受信機又は副受信機の表示と付近に備えてある警戒区域一覧図を照合し、感知器の発報場所を確認することとなる。しかし、複数のテナントが入居している防火対象物では自動火災報知設備が作動しても受信機が他の部分に設置されているために速やかに確認出来ない場合がある。

その際に対応として、連絡を待つのではなく積極的に行動することが必要となる。具体的には、電話や内線等により受信機が設置されている部分に連絡を行い表示の確認をすること。なお、表示の確認が出来ない場合は個室型店舗等のすべての部分を確認することが必要である。

### 3.3.3 現場の確認

実際の火災では、利用客からの情報等により比較的早い段階で火災発生の有無が確認できることもあるが、消防訓練では安全側に立って利用客からの情報等は考えないこととする。そのため自動火災報知設備の作動により確認された警戒区域のすべての部分を対象に火災発生の有無を確認する。確認の際には、施錠されて内部が見通せず、かつ呼びかけにも関わらず内部から応答がない個室はマスターキー等で解錠し確認することになるため、消防訓練においても実際と同様の状況を再現することとする。

また、出火の確認をした場合には速やかに119番通報する必要があることから、現場の確認を行う者は携帯電話又は電話の子機等の外部へ直接通話することができるものを携行する。

### 3.3.4 消防機関への通報

個室等が狭いスペースに密集した施設形態となっており、煙が滞留しやすいことから、出火確認時点で現場確認者が携行している携帯電話や電話の子機等を用いて速やかに通報を行うことを原則とすべきである。ただし、個室型店舗等では通常時から店舗内の連絡を無線で行うことも見受けられるため従業員間で連携して速やかに通報する方法をとることもできる。

過去の防火管理指導マニュアル等では、通報時の応答の例が示されているが指導を行う消防機関の判断により可能な範囲で必要な通報内容をシンプルにすることも考慮する。

また、受信機又は副受信機等を速やかに確認出来ない場合には、現場確認の前に通報をすることも考えられるが、非火災報対策及び消防機関の指導の実態等から、消防機関が判断することが望ましい。現場確認の前に通報する場合には、火災通報装置を設置し機械的な連動により通報することもできる。

消防訓練を行った結果、本検討による目標とする水準に満たない場合の対応として、押しボタンによる火災通報装置の設置は有効な方法となる。

その他に、緊急時に速やかに対応するためには、通報事項の掲示、新人入店時の教育、日常の教育、消防訓練リーフレットの活用等の徹底をすることが効果的である。

### 3.3.5 情報伝達及び避難誘導等

#### (1) 情報の伝達

従業員間の情報伝達は、時間を短縮するうえで原則として利用客の避難行動への動機付けと並行することが望まれる。この際に利用客の混乱が予想されるが、個室型店舗等は比較的小規模なものが多く収容人員にも自ずと限界があること及び従業員は少数であるがゆえに日常から顔見知りでのコミュニケーションがとりやすいこと等を勘案してコンパクトな対応が求められる。ただし、出火場所と事務室等が離れている場合には、携帯電話、電話の子機及び無線等を使用してすみやかに伝達する。

#### (2) 避難誘導等

ヘッドホンの使用や睡眠等により火災の覚知が遅れることを踏まえると確実な避難開始のためには、通常の消防用設備等による避難開始の動機付けに加えて、2段階目の動機付けを速やかに与えることが有効と考えられる。

特別な準備の必要がなく最もシンプルな動機付けは、大声で叫ぶことやドアを強打することであり、これらを原則とすることが一般的かつ即効性もある。そのため、個室型店舗等の部分のうち利用客がヘッドホンの使用や睡眠状態から抜け出すきっかけとなる程度の音響が得られない個室及び視線が遮られて個室内の状況の確認に支障がある個室では、個室ごとに大声で叫ぶことに加えてドアを強打した時点を避難開始とし、それ以外の部分では大声で叫んだ時点（個室には至らないブース形式の場合はブースごと）を避難開始とする。その際、外開きのドアでは開放したドアが狭い通路の避難障害となるため必ず閉鎖する。

また、個室型店舗等に設置されている設備を有効に活用し少しでも避難可能時間を延ばすため、早期に排煙設備を起動させるとともに空調設備は停止させる。

個室型店舗等の部分		避難開始の要件
音響が遮られる個室型店舗等の部分 ( 5 )		及び を行うこと。
視線が遮られる個室型店舗等の部分 ( 6 )		ドア等を強打する 個室ごとに「火事だー！」と大声で叫ぶ
その他の部分	ブース等 ( 7 )	ブース等ごとに「火事だー！」と大声で叫ぶ  消防機関の指導にあたっては、実態に応じて複数のブース等を1つのブース等とすることができる。
	その他の部分のうちブース等以外の部分 ( 8 )	「火事だー！」と大声で叫ぶ  複数の階にわたるときは各階で叫ぶ必要がある。

#### 5 音響が遮られる個室型店舗等の部分

個室型店舗等の部分のうち、利用客が、ヘッドホンの使用又は一時的な睡眠その他の状況により確実な避難開始に至らない可能性のある部分で、間仕切り等の内部構造が天井（天井が無い場合は直上階のスラブ）まで接している部分をいう。例えば、カラオケボックスの個室部分、インターネットカフェのシャワー室、個室ビデオ店の個室部分等が該当する。

#### 6 視線が遮られる個室型店舗等の部分

個室型店舗等の部分のうち、通路部分等から個室内部にいる利用客を直接確認出来ない部分をいう。例えば、一部のカラオケボックスの個室部分、インターネットカフェのシャワー室、個室ビデオの個室部分等が該当する。

#### 7 ブース等

個室型店舗等の部分のうち、利用客が利用する部分の周囲3面以上が間仕切り等の内部構造で仕切られている部分で音響が遮られる個室型店舗等の部分及び視線が遮られる個室型店舗等の部分以外の部分をいう。

#### 8 その他

音響が遮られる個室型店舗等の部分、視線が遮られる個室型店舗等の部分及びブース等の部分以外の部分。

### (3) 逃げ遅れの確認

個室型店舗等の全ての部分の避難開始をさせた後は最終的に全ての部分に逃げ遅れがないか確認する。その際にはシャワー室等についても忘れずに確認することが必要である。

### (4) その他

現地視察の結果等から個室型店舗等では、利用者にアルコールの提供を行うことが多々あり泥酔者等の対応が問題となる。いくら火災時の対応をシンプルにまとめ、従業員のスキルの向上を図るとしても、従業員体制を考慮するとおのずと限界がある。そのため個室型店舗等では飲酒者の入店時に自力避難能力が疑われると判断した場合には入店を断る対応をとることや内部で飲酒をしている者には注意を払うことが望まれる。

このように平素の準備等が、非常時のすみやかな対応の成否に大きく関わると考えられる。飲酒への対応以外にも例えば次の事項が望まれる。

- ・行き止まり通路の解消
- ・個室内の避難経路及び注意事項の掲示
- ・利用客入店時のガイダンスの実施
- ・従業員入店(社)時のリーフレットによるガイダンス
- ・従業員の日常勤務開始時のリーフレットによるガイダンス
- ・通路等への物件存置厳禁
- ・従業員が通常の業務を行う場所での拡声器の設置  
利用客入店時のガイダンス...例えば避難口の場所、緊急時の避難誘導方法、過度の飲酒及び喫煙その他について口頭での説明を行うなどがある。

## 3.3.6 区画の形成

火災の影響を局限化するためには、防火区画を構成する防火設備を早期に閉鎖又は作動することが望ましいが、一方で火災対応行動の時間短縮のためには避難開始後で逃げ遅れ確認と並行して行うことも考えられる。また、温度上昇又は煙の発生を感知して自動的に閉鎖又は作動する構造の防火設備となっている場合や逃げ遅れ者の避難が終了していない段階での防火設備の閉鎖又は作動



が発生した場合の避難誘導についても考慮することが必要となる。

### 3.3.7 初期消火

大阪市浪速区で発生した個室ビデオ店火災では、従業員による初期消火が適切に行われなかったことも死傷者が発生した原因とされている。特に屋内消火栓設備を適切に活用した場合の消火効果は高い。一方で、屋内消火栓設備は消火器に比べてなじみがないことが考えられることから、積極的に訓練に取り入れることが必要である。

### 3.3.8 消防隊への情報提供

消防隊が速やかに活動の方針を立てるための情報提供を行う。個室型店舗等では、特に出火場所及び避難の状況を的確に伝える。

### 3.3.9 目標時間

個室型店舗等の特性として、警報設備等による避難開始の動機付けだけでは内部の構造及びヘッドホンの使用等から火災に気付かない場合があり、消防訓練の実施にあたっては従業員による2段階目の避難の動機付けが必要となる。このことから本マニュアルでは、特に個室型店舗等の利用客の全てが2つの避難動機を受け取るまでの時間を計測する。

一方で、「予防行政のあり方について(中間報告)～大阪市浪速区個室ビデオ店火災を踏まえた防火安全対策～」によると、火災発生の際に個室型店舗等の内部では煙感知器が作動してからおおむね2～3分で盛期火災に至る恐れがあるとされているため、避難時間を考慮した上で目標とする時間を90秒とする。

本マニュアルの目的は個室型店舗等での消防訓練の実施方法を明確にするとともに、防火安全性をより向上させることであり、目標時間は個室型店舗等が消防訓練をする際に明確に目標を意識できるように一律に定めた目安とするものである。なお、各消防機関の指導においては、区画の状況、内部の燃焼物の状況、複数の階層、及び所轄消防機関の119番通報の指導方針等により影響を受けることがあるため、消防訓練の結果を総合的に判断して指導をすることが必要となる。

## **第4編 まとめ**

検討の結果を踏まえて、個室型店舗等に適した消防訓練マニュアルを別添えのとおり作成した。なお、本マニュアルを実施するにあたっては繰り返しによりすべての従業員が一定の対応能力を備えるようにするとともに、目標時間内に終了することができない場合も、繰り返し等により時間を短縮すること。

また、火災時には、日本語を理解できない利用者の存在も予想されるため、外国語のリーフレット等を作成しておくことが望ましい。

別添え

個室型店舗等における消防訓練マニュアル

## 1 目的

このマニュアルは、個室型店舗等において火災が発生した場合に利用客の安全確保を図るために、適切に対応すべき防火管理体制の整備に関する指導方法を示すことを目的とする。

## 2 対象

このマニュアルの対象は、不特定多数の利用客の存在により適切な防火管理体制が必要とされる防火対象物で、消防法施行令別表第1(2)項二((16)項イにある部分を含む。)に掲げる店舗のうち内部構造が個室状に区切られた防火対象物(以下「個室型店舗等」という。)とする。

## 3 考え方

このマニュアルの基本的な考え方は、火災発生時に消防活動を行うこととなる従業員がとるべき対応事項を示すとともに、個室型店舗等での火災の特性を勘案して特に避難開始までの目標とする時間を設定し、この時間内に所要の対応事項が行われるかどうかを検証するものである。

## 4 対応事項

火災発生時に従業員が取るべき対応事項は、おおむね次のとおりであるが、個々の個室型店舗等の実態に応じたものとなるよう配慮することが必要である。

### (1) 目標とする時間内に必要な対応事項

#### 出火場所の確認

自動火災報知設備(以下「自火報」という。)の受信機又は副受信機により発報場所を確認すること、又は地区音響装置により個室型店舗等での出火を覚知すること。

#### 現場の確認

実際に発報場所に行き、現場の状況を確認すること。

#### 消防機関への通報

電話、携帯電話又は火災通報装置等により火災である旨を消防機関へ通報すること。

#### 情報伝達及び避難誘導

火災を確認後、他の従業員に火災である旨及び避難すべき旨を伝達・指示するとともに、利用者を安全な場所へ避難させること。

### (2) 消防訓練に必要な対応事項

#### 避難誘導等

火災による煙等の拡散を防ぐため、空調設備を停止させるとともに、館内に滞留する煙等を有効に排出するため、排煙設備を作動させること。

#### 区画の形成

防火設備を閉鎖又は作動して、防火区画等(注1)を形成すること。

注1 防火区画とは、建築基準法施行令第112 条に定める基準により設けた区画のほか、耐火構造の区画を形成するものも含むものとする。

#### 初期消火

消火器及び屋内消火栓設備(設置されている場合)により初期消火を行うこと。

#### 消防隊への情報提供

消防隊の活動が効率的に行われるよう、消防隊に対し情報の提供を行うこと。

## 5 目標時間の考え方

個室型店舗等のすべての部分で利用客の避難行動を確実に開始させるために従業員が、警報設備の作動に続いて「叫ぶ」及び「ドアを強打する」等の行動をとり終えるまでの目標時間を 90 秒とする。

## 6 訓練・検証における対応事項の実施方法

訓練及び検証における対応事項の実施方法は、おおむね次のとおりであるが、個々の個室型店舗等の実態に応じたものとなるよう配慮することが必要である。

### (1) 出火場所の確認

火災が発生した場合に避難が困難となると想定される個室型店舗等の部分、確認に要する時間が長くなると想定される個室型店舗等の部分等を出火点と想定し、出火点に最も近い場所に設置されている感知器を発報させ、自火報を作動させる。この時、出火点の周囲に旗等の目印を設置しておく。

従業員は、通常の業務を行う場所に待機しているものとする。

受信機又は副受信機で火災表示灯が点灯した場所を警戒区域一覧図と照合し、自火報発報場所を確認する。

なお、個室型店舗等で受信機又は副受信機の確認をすることができない場合は、個室型店舗等の部分を一の警戒区域として確認したものと見なす。

## (2) 現場の確認

出火場所を確認した者は、自ら又は他の従業員に指示して、発報した感知器の設置されている場所に行き、火災発生の有無を確認する動作を行う。なお、火災発生の有無を確認する者は、電話の子機、携帯電話等を携帯することとする。

火災発生の確認をした者は、その場で「火事だー！」と2回叫ぶ。

## (3) 消防機関への通報

火災発生の確認をした者が、消防機関への模擬通報を行う。この場合事前に了解を得て、実際に消防機関へ連絡することが望ましいが、訓練用の電話機、内線電話等を利用することでもよい。

消防機関への模擬通報の内容は、おおむね次のとおりとする。なお、検証の際には通報内容の細部にこだわらず、おおむね必要事項が通報されていることを確認すればよいものとする。

通報者 119 番をする。

消 防 「はい、消防です。火事ですか、救急ですか。」

通報者 「火事です。」

消 防 「場所はどこですか。」

通報者 「市 町 丁目 番号 ビルです。」

消 防 「その ビルは何階建ですか。燃えているところは何階ですか。」

通報者 「階建の 階が燃えています。」

消 防 「わかりました。すぐいきます。」

消防機関への通報を、現場確認の後にするか自火報発報後直ちにするかについては、当該個室型店舗等の非火災報対策の進捗状況と消防機関の指導の実態等から、消防機関がそれぞれ判断するものとする。

火災通報装置が設置されている場合には、火災通報装置の起動用押しボタンを押す動作を行い(事前に消防機関の了解を得た場合は、実際に押しボタンを押す。)、 は省略できるものとする。なお、ボタンを押す時点の判断については、火災通報装置と自火報の作動が連動されている場合にあっては現場確認後とし、火災通報装置と自火報の作動が連動されていない場合にあっては によるものとする。

## (4) 情報伝達及び避難誘導等

火災発生の情報伝達は、利用客の避難誘導と並行して行うことを原則とし、その具体的な方法は次によることとする。

ア 出火場所と従業員が通常の業務を行う場所が同一フロアの場合には、「火事だー！」と2回叫ぶ。

イ 出火場所と従業員が通常の業務を行う場所が異なる階にある場合には、館内電話、放送設備等を用いて速やかに知らせる。

避難誘導は、出火区画の避難誘導を優先し、次に隣接している区画、火災階の上階の避難誘導を行い、その後下階の避難誘導を行うことを原則とする。ただし、消防機関が指導を行う場合には、個室型店舗等の実態を踏まえたものとする事ができる。

ア 避難開始は、次によることとする。

(ア) 音響が遮られる個室型店舗等の部分及び視線が遮られる個室型店舗等の部分は、従業員がドア等を強打するとともに、個室ごとに「火事だー！」と大声で叫んだとき。

(イ) (ア)以外の部分のうちブース等の部分では、従業員が「火事だー！」とブース等の部分ごとに大声で叫んだとき。

(ウ) (ア)及び(イ)以外の部分では、従業員が「火事だー！」と大声で叫んだとき。ただし、当該部分が複数の階にわたる場合は、各階で「火事だー！」と大声で叫ぶこととする。

(エ) 放送設備等により警報設備の音響鳴動に加えて避難開始のための動機付けを更に行える場合は、その対応をもって避難開始とすることができる。

個室型店舗等の部分		避難開始の要件
音響が遮られる個室型店舗等の部分 (注2)		及び を行うこと。 ドア等を強打する 個室ごとに「火事だー！」と大声で叫ぶ
視線が遮られる個室型店舗等の部分 (注3)		
その他の部分	ブース等(注4)	ブース等ごとに「火事だー！」と大声で叫ぶ 消防機関の指導にあたっては、実態に応じて複数のブース等を1つのブース等とすることができる。
	その他の部分のうちブース等以外の部分(注5)	「火事だー！」と大声で叫ぶ 複数の階にわたるときは各階で叫ぶ必要がある。

注2 音響が遮られる個室型店舗等の部分

個室型店舗等の部分のうち、利用客が、ヘッドホンの使用又は一時的な睡眠その他の状況により確実な避難開始に至らない可能性のある部分で、間仕切り等の内部構造が天井（天井が無い場合は直上階のスラブ）まで接している部分をいう。例えば、カラオケボックスの個室部分、インターネットカフェのシャワー室、個室ビデオ店の個室部分等が該当する。

注3 視線が遮られる個室型店舗等の部分

個室型店舗等の部分のうち、通路部分等から個室内部にいる利用客を直接確認出来ない部分をいう。例えば、一部のカラオケボックスの個室部分、インターネットカフェのシャワー室、個室ビデオの個室部分等が該当する。

注4 ブース等

個室型店舗等の部分のうち、利用客が利用する部分の周囲3面以上が間仕切り等の内部構造で仕切られている部分で音響が遮られる個室型店舗等の部分及び視線が遮られる個室型店舗等の部分以外の部分をいう。

注5 その他の部分のうちブース等以外の部分

音響が遮られる個室型店舗等の部分、視線が遮られる個室型店舗等の部分及びブース等の部分以外の部分をいう。

イ 事前に計画された階段及び避難通路への避難誘導を行うこととするが、やむを得ない場合を除き火点に最も近い階段には避難誘導しないこととする（階段室が直接出火区画に面していない場合は除く。）。

ウ 従業員は、所定の計画に従って誘導する。

エ 誘導終了後、全ての個室に逃げ遅れがないかを確認する。

出火点の直近の排煙設備を出火後すみやかに起動させる。

空調設備は直ちに停止する。

(5) 区画の形成

防火区画を構成する防火設備は、火災により温度が急激に上昇した場合又は煙が発生した場合に自動的に閉鎖又は作動する構造の防火設備であっても自動閉鎖を待つことなく避難終了後直ちに閉鎖する。

(6) 初期消火

模擬初期消火は、消火器及び屋内消火栓設備を用いて行うものとする。（屋内消火栓設備が設置されていない場合には、消火器の操作のみを行う。）



消火器は、消火薬剤を実際に放出するか、放出のための動作を行った上で放出体勢を取り、数秒間維持する。

屋内消火栓設備は、放水のための動作を行った上で放水体勢を取り、数秒以上維持する。消火開始までの操作は、2人以上(注6)で実施することとする。

注6 易操作性 1号消火栓及び二号消火栓を使用する場合は一人操作でもよい。

#### (7) 消防隊への情報提供

消防隊員に対し概ね次の内容の情報を提供する。

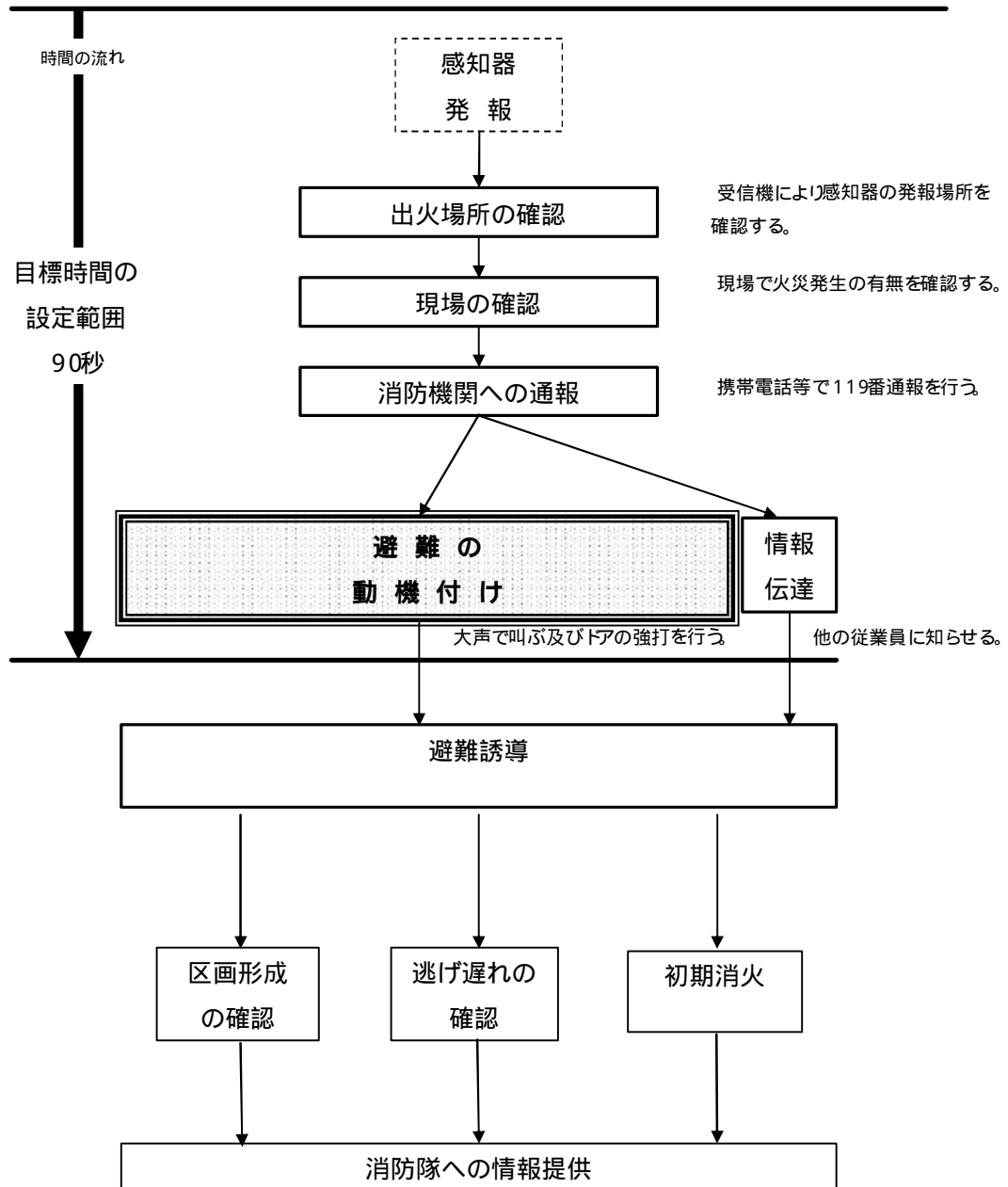
- ・ 出火場所 「 階の 」
- ・ 避難の状況 「 ~ 階(出火階等)の避難状況は です。 」
- ・ 消防活動状況 「 現在、 ~ 階の避難誘導と消火活動を行っています。 」

#### 7 検証

個々の個室型店舗等の通常の業務体制において、自火報発報以降の対応を行った結果、自火報発報から検証に係る対応事項完了までに要した時間(注7)が90秒以内で完了することを目標とする。

注7 検証に係る対応事項完了とは、4(1)の対応事項のうち個室型店舗等に係る部分の完了をいう。

# 消防訓練フロー図



## カラオケボックスの現地視察結果

実施日時：平成 21 年 6 月 8 日（月） 16 時 00 分～17 時 00 分

提供しているサービス	カラオケ、フリードリンク、軽食等
営業時間	午前 11 時～翌午前 6 時
個室の数	69 室
個室の形状	完全個室
ドアの形状	外開きドア(一部内開きドア)
施錠の有無	なし
個室内の掲示	あり（注意事項表示、避難経路）
個室の種類	ソファ形式、座敷形式
受信機の場所	地下 1 階中央監視室
警報設備作動時の対応：	階数放送はないため、発報の時点で従業員が全室をまわり火災確認を行う。その結果が確定してから中央監視室に連絡し警報を停止してもらう。
カットリレーの有無	あり
入店管理	入退店は全て端末により把握する。 会員制はしていないが、氏名を書く際に飲酒の程度を計る。
従業員間の連絡	無線を使用 他に各個室からは事務所へのインターホンがある。
従業員の数	全体で社員 3 名、アルバイト約 30 名 少ない時間で 4 名、多い時間で 12 名の従業員が勤務している。
アルバイトの勤務期間	長くて 5 年程度
新人アルバイト教育	あり（自主基準であるマニュアルに沿って行う。）
その他	全ての従業員は勤務開始時に数色のバッジのいずれかをつける。バッジの色は通報、避難、消火等の役割を表しており緊急時に個人が行う行動が明確化されている。 毎月のシフト作成時の一覧表には裏面に防災に関する問題があり、テスト形式で防災意識を高めている。 アルバイトの昇給試験の一部では防災に関する問

題が出る。

入口ドアは外部からでも内部が見通せるようになっている。(防災よりも防犯の意味から)

## インターネットカフェの現地視察結果

実施日時：平成 21 年 6 月 4 日（木）

13 時 00 分～14 時 00 分

提供しているサービス	漫画、インターネット、カラオケ、ビリヤード、ダーツ、シャワー、フリードリンク、軽食等
営業時間	24 時間営業
個室の形状	高さ 1700 mm 程度のブース（カラオケ除く）
ドアの形状	引き戸（ツインブースのみ自主規制により閉鎖出来ないようにしている）
施錠の有無	なし（貴重品は各ブースにある金庫で保管）
個室内の注意事項等掲示	なし
個室の種類	シングルブース、ツインブース、ファミリーブース（4 人程度）、カラオケ（20 人程度まで各種）
受信機の場所	2 階防災センター
ヘッドホンの有無	あり（ヘッドホン使用時でも異常に気付くように自火報連動のパトライトが設置されている）
カトリレーの有無	あり （有線用と別に防災用のスピーカーを設置）
入店管理	端末管理される。（セキュリティゲートあり） 会員制のため初回入店時は氏名、住所、性別等を端末入力し身分証明証と照合確認される。
店内での従業員間の連絡	無線を使用
従業員の数	全体で社員 3 名、アルバイト約 80 名、それぞれ交替で 24 時間勤務。少ない時間で 4 名～5 名の従業員が勤務している。
アルバイトの勤務期間	平均して 1 年～2 年くらい
新人アルバイト教育	有り（自主基準であるマニュアルに沿って行う。）